

許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正するように定めるものとする。

愛媛県教育委員会教育長 高田哲也

許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱

許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱（平成6年9月29日制定）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係） 審査基準及び標準処理期間（共通事項）		別表第1（第3条関係） 審査基準及び標準処理期間（共通事項）	
法令名	許認可等	審査基準	標準処理期間
			行政庁 經由機関
省略			
2 (旧) 公益信託ニ関スル法律			45日
1 信託			
2 信託			

2

対する措置 (第93条)	づく愛媛県教育委員会の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に係る審査基準の策定について(令和7年5月30日付け7教総第138号教育長通知)「個人情報保護に関する法律に基づく愛媛県教育委員会の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に係る審査基準」第7			対する措置 (第93条)	づく愛媛県教育委員会の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に係る審査基準の策定について(令和5年4月1日付け5教総第77号教育長通知)「個人情報保護に関する法律に基づく愛媛県教育委員会の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に係る審査基準」第7	
3 利用停止請求に対する措置(第101条)	1 個人情報保護に関する法律に基づく愛媛県教育委員会の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に係る審査基準の策定について(令和7年5月30日付け7教総第138号	省略		3 利用停止請求に対する措置(第101条)	1 個人情報保護に関する法律に基づく愛媛県教育委員会の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に係る審査基準の策定について(令和5年4月1日付け5教総第77号	省略

教育長通知)「個人情報保護に関する法律に基づく愛媛県教育委員会の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に係る審査基準」第8	1 愛媛県情報公開条例の解釈及び運用基準の一部改正について(令和7年5月30日付け7広第162号広報広聴課長通知)	「愛媛県情報公開条例の解釈及び運用基準」第7条関係から第11条関係まで	省略
--	---	-------------------------------------	----

備考 省略

附則

議案説明

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和7年愛媛県条例第6号）が施行されたこと、並びに公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）が施行されることに伴い、この要綱の一部を改正しようとするものである。

許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分
の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱
(案)の概要

1 改正理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和7年愛媛県条例第6号）が施行されたこと、並びに公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）が施行されることに伴い、この要綱の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

(1) 公益信託制度の変更

旧公益信託ニ関スル法律による公益信託の許可の削除

(2) 刑法改正

法律施行及び条例改正に伴う関係通知の改正による規定整備

3 施行期日

令和8年4月1日